

令和2年5月29日

障害児通所支援事業所管理者各位

茅ヶ崎市障害福祉課長

緊急事態宣言解除後の障害児通所支援事業に関する請求及び
代替サービスの取扱いについて（通知）

日頃より本市の福祉行政の推進にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

このことについては、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について」（令和2年5月15日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第7報）」（令和2年5月27日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）及び「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（その2）」（令和2年5月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、本市の児童が利用する障害児通所支援事業所に対して、緊急事態宣言解除後の請求及び代替サービスの取扱いについて通知するものです。

1 放課後等デイサービスの報酬単価について

本市においては、緊急事態宣言が解除された令和2年5月25日（月）からしばらくの間、通学している学校及び曜日にかかわらず「休日単価」として請求を上げることが認められます。その取扱い期間の終了日については、神奈川県等と調整し、日にちが決まり次第ご連絡いたします。

2 代替サービスの継続について

本市では、感染を恐れ、通所していない利用者に対してできる限りの支援を行った場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、**引き続き報酬の対象とします。**

障害児通所支援事業所が行うことができる限りの支援内容とその取扱いについては「【4.20更新】新型コロナウイルス感染症防止のための学校臨時休校による放課後等デイサービス事業所等の対応Q&A」及び「【5.29更新】放デイ以外のQ&A」（本市インターネット掲載）のとおりとします。

なお、長期にわたり通所していない児童・生徒に対しては、通所再開が円滑になるよう児童の状況に合わせた適切な支援を実施するようにお願いいたします。

また、放課後等デイサービスの利用者については、国の事業に基づき4月以降代替サービスの利用者負担額を免除する予定です。期間等の詳細については、神奈川県と調整中のため、改めてご連絡いたします。

3 代替サービスの実施期間について

実施期間は、令和2年6月30日（火）までとします。ただし地域や今後の新型コロナウイルスに関する状況で、期間を短縮、延長する場合があります。期間を変更する際は、改めてご連絡させていただきます。

事務担当 茅ヶ崎市 障害福祉課 吉永、大元、山根、太田
住 所 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
電 話 0467-82-1111 内線 3214
メ ー ル shoufuku@city.chigasaki.kanagawa.jp

※電話がつながりにくい状況ですので、質問等はメールにて
お願いします。